

令和6年度定期監査結果の指導事項等の改善策について

◆ 総務部 人事課

監査実施年月日	令和6年10月31日	
改善策の報告	令和7年 3月14日	
指導事項・要望事項		措置状況
【要望事項】 全庁的にシステムへの出退勤の入力漏れが散見している。所属長のチェック機能が不十分だった点については、今後改善すべきと判断されることから、改めて周知徹底されたい。		☑実施済・決定済 システムへの出退勤の入力漏れについては、職員全体に周知するとともに、例年行っている年2回の部長ヒアリングでも、所属長が所管職員の状況把握に努めるよう指示する。

◆ 教育委員会 スポーツ推進課

監査実施年月日	令和6年10月31日	
改善策の報告	令和7年 3月21日	
指導事項・要望事項		措置状況
【指導事項】 令和5年度の工事関係書類において、日付を訂正しているものの、訂正印が押されていないものが見受けられた。		☑実施済・決定済 書類作成時におけるチェック体制を強化し、課内での確認プロセスを設け、訂正印の押印漏れを含め、書類作成時の不備や誤りを未然に防ぐよう取り組みます。
【要望事項】 各施設とも老朽化に伴う施設の経年劣化が課題となっていることから、小美玉市公共施設建築物系個別施設計画等を踏まえつつ、費用対効果考慮した維持管理に努められたい。		☑実施済・決定済 小美玉市公共施設建築物系個別施設計画を基に、各施設の使用状況や劣化状況を分析し、優先順位をつけて修繕や改修を計画的に実施してまいります。

◆ 教育委員会 文化芸術課

監査実施年月日	令和6年10月31日	
改善策の報告	令和7年 3月17日	
指導事項・要望事項		措置状況
【指導事項】 活性化委員会補助金の関係書類において、請求日の欄に誤って支払日を記入した結果、支払日が請求書の日付より前となったものが見受けられた。		☒ 実施済・決定済 担当者の確認及び管理職等による確認作業を再確認し、適正な事務処理に努めています。
【指導事項】 委託料関係文書において日付の鉛筆書きが見受けられた。		☒ 実施済・決定済 現在は、委託業者に対し、日付の入力を指導しています。

◆ 都市建設部 水道課

監査実施年月日	令和6年11月26日	
改善策の報告	令和7年 3月24日	
指導事項・要望事項		措置状況
【指導事項】 委託料の検査調書において、訂正箇所 所に訂正印が押されていないものが見受けられた。		☒ 実施済・決定済 担当職員以外によるダブルチェック体制を整える。
【指導事項】 工事関係文書において、決裁文書の 決済日の記入漏れが見受けられた。		☒ 実施済・決定済 担当職員以外によるダブルチェック体制を整える。

【要望事項】 人口減少や市民の節水意識の向上により料金収入の減少が見込まれる中、水道は市民生活に欠かせないものであることから、水道施設の維持管理や更新を適切に努められたい。	☑実施済・決定済 令和7年2月に「小美玉市水道事業経営戦略」を見直しており、経年劣化した設備や管路は増加することから、更新への投資は増大していくことになる。実際の老朽化状態を把握し、重要性に配慮して優先順位を決め、事業の平準化と財源の確保を両立させ、計画的に行っていく。
--	---

◆ 都市建設部 都市整備課

監査実施年月日	令和6年11月26日
改善策の報告	令和7年 3月24日
指導事項・要望事項	措置状況
【指導事項】 委託料の随意契約の手続において、法令等の適用根拠が曖昧なところが見受けられた。	☑実施済・決定済 指導事項の随意契約の手続につきましては、性質、目的等に応じて適切な法令の定めるところに従い、随意契約を進めてまいります。事務処理につきましても、適用法令を明確にした処理に努めます。

◆ 消防本部・各消防署

監査実施年月日	令和6年11月26日
改善策の報告	令和7年 3月21日
指導事項・要望事項	措置状況
【指導事項】 委託料関係文書の決済日の記入漏れ、訂正箇所の訂正印漏れが見受けられた。	☑実施済・決定済 漏れていた決済日、予定価格の記入及び訂正した決議書を差し替えました。

【指導事項】 時間外命令簿、休暇カードの訂正箇所 の訂正印漏れが見受けられた。	☑実施済・決定済 現在、訂正印を押印し処理しております。
【指導事項】 業者から提出された届出において、 受付日が届出より前の日付になってい るものがあつた。	☑実施済・決定済 第8分団機庫解体工事において、現場代理人の 兼務届が届出日より以前の受付日で処理されて おり、訂正印を押印し、処理を行った。今後、適 切な事務処理を行います。

◆ 福祉部 社会福祉課

監査実施年月日	令和7年 1月14日
改善策の報告	令和7年 3月21日
指導事項・要望事項	措置状況
【指導事項】 委託業務において、見積書徴収通知 書と決裁文書に添付された書類で、見 積書提出場所が異なっている事例があ つた。	☑実施済・決定済 見積書徴収通知書と、決裁文書に添付された書 類については、統一した場所にした。
【指導事項】 業務完了から概ね1ヶ月後に完了届 を受領し、支払いを行った事例があつ た。業務完了後は速やかに完了届を提 出するよう受注者に指導し、支払が滞 ることのないように留意されたい。	☑実施済・決定済 業務完了後は速やかに完了届を提出するよう 受注者に指導し、適切に支払いした。

◆ 福祉部 介護福祉課

監査実施年月日	令和7年 1月14日	
改善策の報告	令和7年 3月21日	
指導事項・要望事項		措置状況
【指導事項】 起案文書において、決済日の記入漏れ、及び鉛筆書きが見受けられた。		☑実施済・決定済 起案文書の決済日はすべて処理日に合わせて対応して、決裁者が複数でチェックして漏れのないよう改善いたしました。また、筆記用具はすべて黒色の油性インクを使用して、書き直し等の不正防止を図りました。
【指導事項】 見積書を徴取した際、見積書取書に原則税抜価格を記載すべきところ、税込み価格が記載されている。		☑実施済・決定済 市の契約事務手続きのマニュアルに基づき、原則税抜価格を明記する旨を徹底いたしました。また、特殊な事例については総務課契約検査係に確認を取るよう統一いたしました。